

## 週休2日推進工事（建築工事）実施要領等の改正について

(技術調査課)

### 1 概要

静岡県が発注する建築工事は対象期間全体で4週8休が確保されるよう週休2日工事を推進しているが、罰則付き時間外労働規制の適用やこれまでの週休2日の達成状況を踏まえ、「月単位の週休2日が確保」されるよう要領を改める。

### 2 改正内容

#### (1) 月単位の週休2日の導入

- ① 「月単位の週休2日」とは、対象期間において、全ての月で4週8休以上の現場閉所(現場休息)を行ったと認められる状態をいう。暦上の土曜日、日曜日の日数の割合が28.5%に満たない月においては、当該月の土曜日、日曜日の合計日数以上の現場閉所(現場休息)を行っている状態とする。
- ② 従前の対象期間全体において4週8休以上の現場閉所(現場休息)を行ったと認められる状態は「通期の週休2日」とする。

#### (2) 発注方式

以下のいずれかの方式により発注するが、いずれの方式も通期の週休2日は必須とする。

- ① **発注者指定型**：発注者が月単位の週休2日に取り組むことを指定する方式
- ② **受注者希望型**：受注者が工事着手前に発注者に対して月単位の週休2日に取り組む旨を協議したうえで取り組む方式

#### (3) 労務費の補正

- ・現場閉所(現場休息)の状況に応じた労務費の補正係数を下表のとおり改定する。
- ・予定価格の作成は、原則として月単位の週休2日を前提として労務費を補正する。なお、労務費の補正内容は現場説明書等に明記する。

現行		改定	
現場閉所(現場休息)	補正係数	現場閉所(現場休息)	補正係数
4週8休以上	1.05	<b>月単位の週休2日</b>	<b>1.04</b>
4週7休以上	1.03	<b>通期の週休2日</b>	<b>1.02</b>
4週6休以上	1.01	対象外	無し
対象外	無し		

### 3 適用時期

令和6年10月1日以降に設計積算するものに適用する。